

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例**

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。